

事 務 連 絡

令和2年5月18日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関するお願いについて

九戸村新型インフルエンザ等対策本部

本部長 晴 山 裕 康（公印省略）

令和2年5月14日、特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されました。

しかし、政府より5月31日までは継続した対応が必要であることが示されたことから、当村の対策本部は、引き続き以下のとおり皆様へお願いすることといたしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

- ・ 不要不急の帰省や旅行など、県をまたぐ移動を控えてください。
- ・ 特定警戒都道府県及び感染拡大注意都道府県への出入りをできるだけ控えてください。
- ・ 特定警戒都道府県及び感染拡大注意都道府県からの来村・帰村の方は、来村・帰村後2週間の不要不急の外出を控えてください。
- ・ 外出する際や人との面会時には、必ずマスクの着用をお願いします。
- ・ 特定警戒都道府県及び感染拡大注意都道府県から転入等の必要な手続き等につきましては、来庁前に住民生活課窓口（0195-42-2111 内線213）までご連絡をいただきますようお願いいたします。

※ 特定警戒都道府県

北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県（5/14現在）

※ 感染拡大注意都道府県

特定警戒都道府県の指定基準を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数等で判断するもの

お知らせ

岩手県は、新型コロナウイルス感染症対策で、自覚症状がある人らの電話相談に応じるコールセンターを開設しました。今後の相談やお問い合わせにつきましてはコールセンターにおかけくださいますようお願いいたします。

住民からの相談や問い合わせ（コールセンター）

	9時～21時	21時～翌朝9時
症状がある場合	019-651-3175	
一般相談 (感染予防について等)	019-629-6085	なし（日中に左の番号に連絡をお願いします）

※FAX相談⇒019-626-0837

※厚生労働省 0120-565653（フリーダイヤル）
9時～21時（土日、祝日含む）